

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

現 行	改 正
<p>(がん医療の充実)</p> <p>第11条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療が提供されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) <u>がん診療連携拠点病院等</u>(厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び<u>地域がん診療連携拠点病院</u>並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。)の整備及び機能の強化の促進</p> <p>(2)～(8) 一略一</p>	<p>(がん医療の充実)</p> <p>第11条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療が提供されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) <u>がん診療連携拠点病院等</u>(厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、<u>地域がん診療連携拠点病院</u>及び<u>地域がん診療病院</u>並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。)の整備及び機能の強化の促進</p> <p>(2)～(8) 一略一</p>